

## 同志社女子大学共同研究施行細則

2004年 11月 12日 制定

2008年 2月 23日 改正

2016年 2月 10日 改正

第1条 同志社女子大学共同研究取扱要綱第9条の規定に基づき、本学における共同研究の施行細則を定める。

第2条 研究・調査・試験（以下「共同研究」という。）を共同で実施しようとする者（以下「委託者」という。）は、共同研究申請書（様式第1号）に必要事項を詳記し、これを学術情報部長（以下「部長」という。）に提出しなければならない。

第3条 部長が前条の申請書の提出を受けたときは、関係学部及び学科（以下「当該学部」という。）の承諾のうえ、申請書受理の可否を決定する。

第4条 共同研究において、次の各号のいずれかに該当するものはこれを受け入れることができない。ただし、公共機関等からの委託で、やむを得ない事由が認められるときは、これを受け入れることができる。

- (1) 共同研究について、委託者が一方的に中止することができることになっているもの。
- (2) 共同研究に要する経費により取得した設備等を返還することになっているもの。
- (3) やむを得ない事由により共同研究を中止し、又はその期間を延長する場合において、そのため生じた損害を委託者に賠償し、また、中止により未使用となった研究費を委託者に返還することになっているもの。

第5条 当該学部が申請を受理すべきものと認めるときは、これを担当する研究者（以下「研究担当者」という。）を選び、研究費及び期間を定め、これを部長に報告するものとする。

第6条 部長は、委託事項の受諾、研究担当者名、期間及び経費、その他必要な事項につき、学長の裁定を経てこれを委託者に通知するものとする。

第7条 学長が共同研究の申請を承認したときは、部長は共同研究契約書（様式第2号）により委託者との間に契約をただちに締結するとともに、学長にその旨を報告しなければならない。ただし、委託者との協議において様式第2号によらないことがある。

第8条 委託者は、前条の通知を受けたときから1ヵ月以内に研究費を納付しなければならない。

第9条 共同研究費の取り扱いは別に定める「共同研究費取扱要領」のとおりとする。

第10条 本細則の改廃は、学術情報部主任会、常任委員会及び評議会の議を経て学長が決定する。

第11条 本細則に関する事務は、学術情報部学術研究支援課が行う。

### 附 則

この細則は、2016年4月1日から施行する。